

亀山市事業継続緊急支援事業

市では、新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響が長期化する中、売上が減少し、融資による資金繰りを行っている事業者の皆さんを対象に、事業全般に広く使える市独自の支援金を交付します。

1 支援金の額

法人は**20万円** 個人事業者は**10万円**

2 対象者

次のすべてに該当する事業者が対象となります。

- ①市内に本店、支店又は営業所があること。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年2月28日の間において、次の融資を受けていること。

■三重県中小企業融資制度

- ・セーフティネット資金、三重県新型コロナウイルス感染症対応資金等

■日本政策金融公庫

- ・小規模事業者経営資金（新型コロナウイルス感染症対策マル経融資）
- ・生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（新型コロナウイルス対策衛経融資）等

■商工組合中央金庫

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付

※1事業者につき、申請は1回限りとします。

3 申請期間

令和3年2月16日（火）から令和3年3月15日（月）まで

※ 申請期限（令和3年3月15日必着）を過ぎて提出された申請書または書類に不備がある申請書は受付ができませんので、ご注意ください。

※ 申請書には必ず日中に連絡が取れる連絡先をご記入ください。

4 申請書類

「亀山市事業継続緊急支援事業支援金交付申請書」に必要事項を記入の上、必要書類を添えて提出してください。

※申請書等は市のホームページからダウンロードできます。

【提出書類】

①亀山市事業継続緊急支援事業支援金交付申請書

②支援金の振込先口座の通帳の写し

【法人】法人名義又は法人の代表者名義の口座 【個人事業者】申請者本人名義の口座

③対象となる融資の実行がわかる書類の写し（※全ての書類が必要です）

■三重県中小企業融資制度

(ア) 金銭消費貸借契約証書の写し（契約日及び借受け金融機関のわかるもの）

(イ) 信用保証決定のお知らせ（お客様用）の写し

(ウ) 通帳の写し（口座名義人と融資の振込額が確認できる部分）

※亀山市でセーフティネット資金制度の認定を受けていない事業者は、事業所の所在地が確認できる書類が必要となります。

■日本政策金融公庫

(ア) 日本政策金融公庫が発行するお支払額明細書の写し

(イ) 通帳の写し（口座名義人と融資の振込額が確認できる部分）

(ウ) 事業所の所在地が確認できる書類（登記事項証明書、営業許可証など）

■商工組合中央金庫

(ア) 金銭消費貸借契約証書の写し（契約日及び借受け金融機関のわかるもの）

(イ) 通帳の写し（口座名義人と融資の振込額が確認できる部分）

(ウ) 事業所の所在地が確認できる書類（登記事項証明書、営業許可証など）

※ その他融資の内容を確認するために必要な書類を求める場合があります。

5 申請方法

郵送 または 市産業振興課商工業・地域交通グループ窓口（市役所2階）

※感染拡大防止のため、郵送による提出にご協力ください。

※ 令和3年3月15日（月）必着とします。

※ 簡易書留郵便等の配達確認ができる郵送方法をお勧めします。

※ 封筒裏面には、差出人の住所および氏名等を必ず記載してください。

6 問合せ・送付先

亀山市 産業建設部 産業振興課 商工業・地域交通グループ

〒519-0195 亀山市本丸町577番地

TEL 0595-84-5049（平日：8時30分～17時15分）